

## こども指針(仮)ワーキングチーム(第2回)平成22年11月11日委員提出資料

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 松田妙子

### (1) こども指針(仮)に盛り込むべき子ども・子育てに関する理念

#### ○子ども時代をどのように過ごし、どんな人に育っていった欲しいか?

(どんな子どもに育てたいか?ではなく)

人生の始まりの大切な時期に、多様な人との関わりや信頼関係を築きながら光や水や土に親しみ、豊かに遊ぶ十分な時間と空間と仲間を保障される。冒険と挑戦ができる。そのことが、主体的に考え、自律的に、惜しみなく利他的な行動につながる。

#### ○そのために、大人はどんな環境を用意したらいいのか?

『一人の子どもが育つには、村中の大人の知恵と力が必要』

「この社会のあり方ではもう頑張れない!」というのが今の子育て層からのサイン。子どもにとって、親は広い意味で「環境」でもある。家庭が第一義的な責任を果たしていくためにも、家庭に対して、さらに頑張れと追い討ちをかけるのではなく、まずは寄り添い、親自身が子育てを受容され、肯定的に受け止められる支援が必要である。サービスの受け手にだけしない当事者参画型の支援が、当事者の近いところで展開されることが必要。

### (2) 教育、保育の定義について

「教育」と「保育」の整理をする際に、今後指定制が想定されるであろう多様なサービス主体をどう視野に入れていくか、考えるべきではないか。

### (3) こども指針(仮称)の構成等について

家庭や地域との連携・子育て支援等(告示)をもちこむとあるが、これはこども園(仮)という施設に固有なものなのだろうか?

地域子育て支援拠点は、当事者に近い存在として、日常的に親同士の交流の場を提供し、初めての子育てのとまどいや不安を軽減する場となっている。さらに、子どもたち同士の育ちをはぐくめる場所でもある。昨年度には、これまでの調査を踏まえ、地域子育て支援拠点に共通したガイドラインを、つくってきている。

全体構成の中に、地域子育て支援が必要になってきた経緯を示すとともに、施設だけでなく様々な主体により、ひろば型、センター型、児童館型と多様な形態で展開されている地域子育て支援拠点が共通に押さえておくべき点があると考えており、それら全体の整合性をはかっていただきたい。

参考)

平成21年児童関連サービス研究等 地域子育て支援拠点事業における活動の指標(ガイドライン)  
主任研究者 渡辺顕一郎(日本福祉大学教授)

## 「地域子育て支援拠点事業」が、子ども・家庭支援に果たす役割

子ども・子育て新システムの基礎給付に「地域の子育て支援事業」として位置づけられている「地域子育て支援拠点事業」は、「すべての子育て家庭」の多様なニーズに応える身近な拠り所として、また、地域の支えあいの根幹として、当事者と必要な支援をつないでいる。具体的には、虐待予防、育休中の社会との接点、一時預かり、障害児支援、異世代交流、父親の育児参加、親のエンパワメント、地域コミュニティ活性化など、「子育て支援の全体像」を描くにあたり、必要な機能をきめ細やかに担っている取り組みがある。また、市町村と共にNPO等の市民が参画する新たな社会連帯として包括的に地域の子育て支援の資源をつなぐ役割も果たしている。

### 「地域子育て支援拠点事業」は、すべての子育て家庭のセーフティネット！

育休中も含めて、3歳未満児の親の約8割は、保育施設以外で子育てをしているが、「地域子育て支援拠点事業」は、「すべての子育て家庭」を対象とした事業であり、年間のべ約3,264万人<sup>(※)</sup>の親子が利用している。その利用者像とニーズは多岐にわたり、当事者(子育て家庭)と地域の社会資源をつなぐ潤滑油、触媒的な機能を持つ地域の互助システムとして子育ての孤立化や負担感を軽減する役割も担っている。

※年間のべ利用=1ヶ所平均6,676人×4,889か所 (H21年ひろば全協調査)

#### <多様なニーズ>

- 初めての子育てに不安
- 身近な相談
- 子どもの発達が不安
- 出会い・交流
- 情報交換
- 一時預かり
- 実家が遠い
- 里帰り利用
- 虐待予防

#### 地域子育て支援拠点

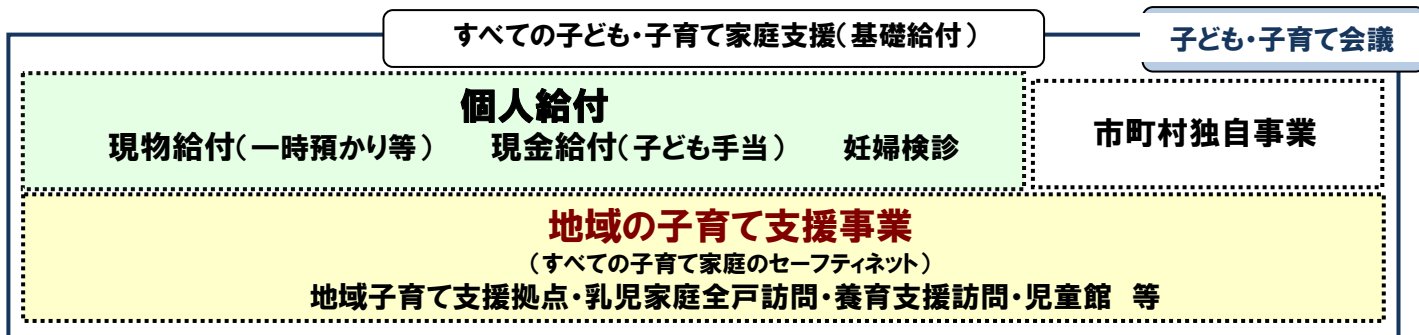
- ◆子育てひろばと保育園の両方を利用しながらパート就労
- ◆祖父母と孫
- ◆育児休業中
- ◆休日の父親と子ども
- ◆ひとり親家庭
- ◆多胎児
- ◆転入者
- ◆子育てひろばで一時預かりを利用しながらパート就労

#### <多様な利用者>

### 地域の子育て力をはぐくむ地域子育て支援事業を土台に、各市町村に当事者性を取り入れた「子ども・子育て会議」設置を！

「地域の子育て支援事業」は、当事者に最も近い場所でニーズを把握し、すべての子育て家庭のセーフティネットとして機能する「基礎給付の土台部分」である。その上で、個人給付、さらには2階部分の幼保一体給付があると考えたい。よって、地域の子育て支援拠点事業には全給付費の一定割合が充てられ、子育ての第一歩から確実に支える仕組みとなることを求めたい。

また、地域子育て支援拠点は、第2種社会福祉事業に位置づけられ、すべての子育て家庭対策として積極的位置づけのニーズがある。地域の子育て力がアップし、子育て中の親が社会と繋がるためには、当事者の声を取り入れた子ども・子育て会議を各市町村に設置し、NPO等の多様なステークホルダーが参画できる仕組みが必要と考える。さらに、子ども・子育て会議は、単なる諮問機関でなく、事業評価、監査、勧告ができる組織として設置されることも望みたい。



### 個人給付の枠組みで一時預かりを保障

地域子育て支援拠点での一時預かりは、実家に子どもを預けるような感覚でゆだねられる身近な心の拠り所である。育児ストレスを抱えつつも、子どもと離れることに不安感を持つ親がいる中、地域子育て支援拠点での日頃の様子を理解した上で信頼感を持って預かってもらえることは、親の心の安定につながる。また、親支援だけでなく、子どもにとっても親以外にも信頼できる大人が関わる中で育つことは、子ども自身の心の安定や成長発達につながる。

また、個人給付の枠組みで一時預かりを保障することは、さまざまな理由で行き詰まった育児に第三者が介在する機会、社会全体で子どもを育てる機会を促進すると考えられる。